

点検
交換

きちんと

防災照明を点検していますか？

防災照明は火災・災害時に命を守る重要なあかりです！



定期的な点検と報告の義務があります。

誘導灯・非常灯は法令に基づき、災害などの非常時に備えて確実に避難誘導できる機能が維持されなければなりません。適正交換時期を過ぎた器具は、万一の劣化によるトラブルを考慮して、早めの点検や交換をおすすめします。

点検モニタの活用方法

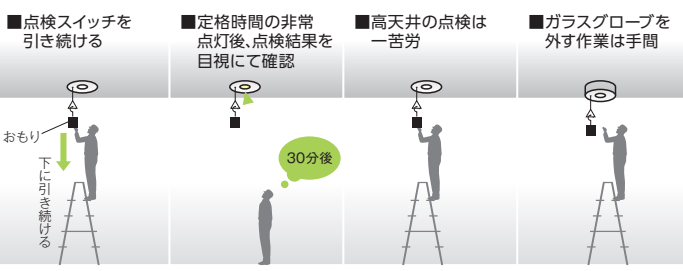
	誘導灯器具 (消防法令)	非常用照明器具 (建築基準法令)								
ランプ モニタの 点検	<p>ランプモニタ表示(注1)</p> <table border="1"> <tr> <th>状態</th> <td>ランプ外れ 故障</td> </tr> <tr> <td>点灯 ●</td> <td>ランプ外れ 故障</td> </tr> <tr> <td>点滅 ●</td> <td>ランプ交換時期の目安</td> </tr> <tr> <td>消灯 ●</td> <td>正常</td> </tr> </table>	状態	ランプ外れ 故障	点灯 ●	ランプ外れ 故障	点滅 ●	ランプ交換時期の目安	消灯 ●	正常	<p>ランプモニタの表示が正常(消灯)の状態であるか確認してください。</p> <p>新たに、ランプモニタによる点検が消防法の点検要項に追加されました！</p> <p>ランプモニタ</p> <p>ランプモニタ(注2)</p> <p>注2: ランプモニタのない非常用照明器具もございます。</p>
	状態	ランプ外れ 故障								
	点灯 ●	ランプ外れ 故障								
点滅 ●	ランプ交換時期の目安									
消灯 ●	正常									
蓄電池の 点検	<p>充電モニタ表示(注1)</p> <table border="1"> <tr> <th>状態</th> <td>正常</td> </tr> <tr> <td>点灯 ●</td> <td>正常</td> </tr> <tr> <td>点滅 ●</td> <td>蓄電池交換時期の目安</td> </tr> <tr> <td>消灯 ●</td> <td>蓄電池コネクタ外れ 非常点灯中</td> </tr> </table>	状態	正常	点灯 ●	正常	点滅 ●	蓄電池交換時期の目安	消灯 ●	蓄電池コネクタ外れ 非常点灯中	<p>内蔵蓄電池が充電されているか、充電モニタの表示が正常(緑色)の状態か確認してください。</p> <p>充電モニタ</p> <p>点検スイッチ</p> <p>充電モニタ</p> <p>点検スイッチ</p> <p>停電時に有効な時間点灯するか、点検スイッチ(または自己点検スイッチ)により非常点灯時間を確認してください。</p> <p>点検スイッチ(または自己点検スイッチ)</p> <p>誘導灯の点灯時間 20分</p> <p>点検スイッチ(または自己点検スイッチ)</p> <p>非常用照明器具の点灯時間 30分</p>
	状態	正常								
	点灯 ●	正常								
点滅 ●	蓄電池交換時期の目安									
消灯 ●	蓄電池コネクタ外れ 非常点灯中									
<p>注1: モニタの表示が以前の器具では状態表示の内容が異なる場合があります。</p>										

LED誘導灯器具、LED非常用照明器具は、点検に便利なリモコン自己点検機能を搭載。

リモコン自己点検機能を搭載していないLED誘導灯器具、LED非常用照明器具もございます。

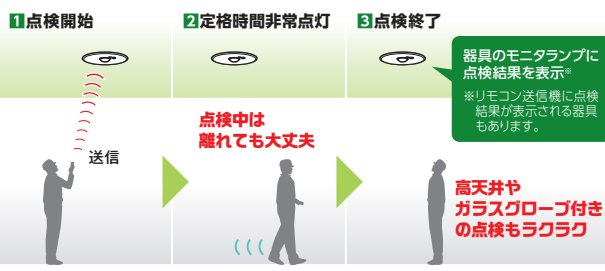
【従来の点検方法】

点検棒での非常点灯や高所に設置された器具の点検には脚立などが必要。



【リモコン自己点検の点検方法】

リモコンで点検をスタート。高所に設置された器具の点検もらくらく。



部品の交換時期の目安

ランプ

誘導灯器具 **非常用照明器具** **交換時期の目安4~6年**

使用するランプによって交換時期が変わりますので、下表を参照してください。

使用するランプ	直管蛍光ランプ	コンパクト形蛍光ランプ	冷陰極ランプ(高輝度誘導灯)	LED光源(高輝度誘導灯)
交換時期の目安	1年~2年	約半年~2年	約3~6年	約6年(赤モニタが点灯・点滅します)

蓄電池

非常用照明器具 **交換時期の目安4~6年**

非常点灯時に規定の時間点灯しない場合、または点灯しない場合は速やかに交換してください。

設置または 前回の蓄電池交換から	12年未満	規定の点灯時間の確認と、非常点灯の切替確認が必要です。 規定の時間点灯しない場合は、蓄電池を交換してください。
設置または 前回の蓄電池交換から	12年以上	蓄電池の交換が必要になる場合が大半です。あわせて器具の劣化が進んでいる時期になっているため、器具ごとの交換を検討してください。

※長時間点灯形の場合は非常点灯時間は60分となります。※一般的な使用環境に設置した場合の目安です。

誘導灯器具 **交換時期の目安4~6年**

非常点灯時に規定の時間点灯しない場合、または点灯しない場合は速やかに交換してください。

蓄電池の 製造年から	3年または5年以下*	規定の点灯時間の確認は、非常点灯の切替動作確認だけで性能確認可能。
蓄電池の 製造年から	3年または5年を超え12年未満	規定の点灯時間の確認と、非常点灯の切替確認が必要です。 全数確認することをおすすめします。
蓄電池の 製造年から	12年以上	蓄電池の交換が必要となる場合が大半です。あわせて器具の劣化が進んでいる時期になっているため、器具ごとの交換を検討してください。

※長時間点灯形の場合は非常点灯時間は60分となります。※一般的な使用環境に設置した場合の目安です。*ニッケル・カドミウム蓄電池の場合3年、ニッケル・水素蓄電池の場合5年です。

表示板

誘導灯器具 **交換時期の目安8~10年**

誘導灯用表示板も長年使用すると劣化が進み、避難時に十分な明るさを満足しないものもあります。速やかに交換してください。

必要に応じ清掃することにより明るさを維持してください。	
定期的に清掃することにより明るさを維持し、変色(黄変)している場合は交換してください。	
誘導灯用表示板が変色(黄変)している場合は、基準値(消防法告示)を満足していない表示板が大半です。表示板の交換が必要です。	

※高輝度誘導灯(正方形タイプ)の表示板は、光源が長方形タイプと違うため、交換時期の目安は異なる可能性があります。

部品交換について



交換電池はメーカー純正品を推奨しています。

- ・メーカーは認可を受けた製品(純正品)で安全性の評価をしています。
- ・メーカー純正品にはJIL適合・製造業者登録番号を表示しています。

器具の交換時期の目安/省エネ効果

器具の種類	誘導灯/非常灯	電池内蔵形	電源別置形	専用形
適正交換時期	8~10年	8~10年	8~10年	8~10年
耐用の限度	12年	15年	15年	15年

※専用形とは電池内蔵形器具で、常時消灯・非常時点灯の器具を指します。
(一社)日本照明工業会ガイド108-2003

認定マークの色で、交換時期の目安がわかります。

非常灯の場合	認定・適合マーク					
	製造年月	1970年~2001年5月	2001年6月~2012年3月	2012年4月~2013年3月	2013年4月~2018年3月	2018年4月~
誘導灯の場合	認定・適合マーク					
	製造年月	1996年4月~2002年3月	2002年4月~2005年8月	2005年2月~2011年3月	2011年4月~2013年3月	2013年4月~2018年3月
	対策	器具の交換をおすすめします。		点検し、不具合が見つかれば部品交換*、器具交換をしてください。 *部品とはランプ、蓄電池を指します。		

誘導灯のLED化改修による省エネ比較

消防法「避難口誘導灯設置基準(B級)」による比較



消費電力

改修前 23W×1台 → 改修後 2.7W×1台

[計算条件]年間点灯時間:8,760時間 新電力料金目安単価 31円/kWh(税込)(JLMAガイドA139)



年間電気料金

改修前 約6,250円 → 改修後 約730円



非常用照明器具に使用するLED光源について

Q 既設の非常用照明器具(蛍光灯)の光源をLED光源に交換できますか?

A 交換できません。非常用照明器具は認定品であり、適合ランプしか使用できません。指定された光源以外を使用した場合、故障や事故につながる可能性がありますので、絶対に使用しないでください。

誘導灯に使用するLED光源について

Q 直管LEDランプは、長方形タイプ誘導灯の交換ランプとして使用できますか?

A 誘導灯は認定品であり、適合ランプしか使用できません。したがって、交換ランプとして直管LEDランプは使用できません。



誘導灯は平成11年消防庁告示第2号で定められた性能、機能を確認し認定された製品です。認定された誘導灯には右記証票が器具の見え易い箇所に貼付されています。



点検には安全チェックシートをご利用ください； https://www.jlma.or.jp/anzen/anzen_cs.htm